

地震に伴う水道使用のお願い

水道の「開始」「中止」の手続きをお願いします

このたびの地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

地震発生後、水道の使用を再開される際に「開始」の手続きをされないままご使用になっている方や、避難などでご自宅を留守にされる際に「中止」の手続きをされていない方が見受けられます。手続きがないままですと、料金の適正な算定ができない場合がありますので、下記のとおり必ずお手続きをお願いいたします。

水道を使用する方は「開始」の手続き

こんな場合は「開始」の届出が必要です

- ・水道の使用中止をしていたが、水道を再び使い始めるとき

届出がないまま使用すると、給水停止や未届期間分の料金請求となる場合があります。

留守にする方は「中止」の手続き

こんな場合は「中止」の届出が必要です

- ・避難のため、しばらく自宅を留守にするとき
- ・被災した家屋から転居するとき
- ・水道の使用を一時的にやめるとき

届出がないと、使用がなくても基本料金が発生し続けますのでご注意ください。

お申込みはインターネットで24時間受付

宇城市の「開始」「中止」のお申込みは
オンライン申請フォームをご利用ください

右のQRコードを読み取るか、宇城市ホームページ「上下水道使用のオンライン申請（開始・中止）」ページからお申込みいただけます。窓口・お電話でも受け付けています。



オンライン申請フォーム

！ 受付状況についてのお願い

被災に伴う「開始」「中止」のお申込みは、順番にご対応しております。お申込みが集中しているため、令和8年8月中は、ご希望の日時どおりにお手続きできない場合があります。あらかじめご了承ください、お早めのお申込みにご協力をお願いいたします。

発行元

宇城市上下水道局 上下水道課

※災害対応中のため、応対できかねる場合があります。